

地域支援事業とは(※1)

2006(平成18年)年度から、市町村による地域支援事業が始まりました。地域支援事業は、要支援や要介護になるおそれのある高齢者に対して、介護予防のためのサービスが地域包括から提供される事業です。

また、地域支援事業とは市町村で行うもので、介護給付・予防給付とは別に、被保険者(介護保険)が要介護状態になることを予防(介護予防)し、要介護状態等になった場合も住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が送れるように実施するものです。

なお、地域支援事業は次の3つの事業からなります。

①介護予防事業 ②包括的支援事業 ③任意事業

更に、2012(平成23年)、介護保険法の一部が改正され、地域支援事業の中に「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)が創設されました。(※図2)

この事業が創設された背景としては、要支援者に対する介護予防事業や配食・見守り等サービスも含めた、生活を支えるための総合的なサービスが提供できていないことや、二次予防事業対象者に対して提供できるサービスが少なく、予防に向けた取組みが進みにくいことが挙げられています。

しかし、今回創設された総合事業は必須事業ではないため、市町村は事業創設の背景等を踏まえ、実施するかどうかを定めることになっています。

総合事業を実施しない市町村は、従来どおり、要支援1・2の対象者に対しては予防給付サービス、二次予防事業対象者に対しては介護予防事業を行います。(※図1)

総合事業は、要支援1・2の対象者への予防給付サービス、二次予防事業対象者(旧特定高齢者)への介護予防事業を、総合的かつ一体的に行うことができるよう、新たに創設された事業です。

この事業では、これまで保険給付外で行われていた地域支援事業のサービス(介護予防事業や生活支援(配食・見守り等サービス)、権利擁護や、社会参加)を、市町村が主体となり、総合的で多様なサービスとして提供することが可能になります。

総合事業が実施されると、二次予防事業対象者は、従来の介護予防事業に加え、予防給付サービスのうち市町村が定めるサービスおよび配食・見守り等サービスを受けることが可能となります。また、要支援1・2の対象者については、従来どおり予防給付としてサービスを受けるのか、総合事業としてサービスを受けるのかを、地域包括支援センターによるアセスメントに応じて市町村が決定します。

介護予防事業とは (※2)

地域支援事業における介護予防事業には、対象者別に2つの種類があります。
一つは、65歳以上のすべての高齢者を対象とする「一次予防事業」、もう一つは要支援や要介護になる可能性の高い虚弱な高齢者を対象とする「二次予防事業」です。

一次予防事業	<p>65歳以上のすべて高齢者の方が対象</p> <p>ア. 介護予防普及啓発事業 介護予防に関するパンフレットなど、情報の提供</p> <p>イ. 地域介護予防活動支援事業 ボランティア活動などを活用した介護予防活動の支援</p>
二次予防事業	<p>要支援や要介護になる可能性の高い虚弱な高齢者が対象</p> <p>(市町村に「特定高齢者」と認められた方)</p> <p>ア. 二次予防事業対象者把握事業 基本健康診査などによる虚弱な高齢者の把握</p> <p>イ. 通所型介護予防事業 地域の公民館などに通って受ける介護予防サービス</p> <p>ウ. 訪問型介護予防事業 通いのサービスが利用できない方へ自宅へ訪問してくれる介護予防サービス</p> <p>※二次予防事業のサービスを受けるためには、必要に応じて「介護予防ケアプラン」が必要です。地域包括支援センターに作成を依頼することができます。(無料)</p>



(※図2)

